

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、自営業を始めるために会社を退職して国民年金に切り替えてからは、母親に保険料の納付を任せていた。申立期間以前から現在の住所で生活をしており、申立期間当時、生活に特段の変化も無く、保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 1 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の国民年金加入手続は同年同月頃に初めて行われたものと推認できるところ、申立人の加入手続が行われた昭和 49 年度以降の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人の申立期間前後の期間に係る保険料は現年度中に納付されている上、申立人は、申立期間当時、生活環境に特段の変化は無かったとしていることから、前後の保険料が遅滞無く納付されている申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、A事業所の給料支払明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所が商号変更したC事業所を合併）の回答、申立人の所持する給料支払明細書において、平成元年5月の皆勤手当の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できることから、申立人がA事業所に同年5月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる給与総支給額から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間は、A事業所C工場から同事業所B工場へ転勤した時期であり、A事業所には継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所から提出された申立人に係る企業年金基金加入員台帳、労働者名簿、辞令等の関係書類及び当該事業所からの回答から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和46年3月21日にA事業所C工場から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、企業年金基金の加入員台帳における昭和46年3月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を昭和46年4月1日から同年3月21日に訂正する旨の届出を、厚生年金基金には行ったが、社会保険事務所（当時）には行っていなかったと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月3日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和48年3月1日からA事業所で継続して勤務しており、申立期間は、同事業所B支店へ異動した時期であるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所から提出された申立人に係る在籍証明書及び当該事業所の回答から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（A事業所本社から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A事業所は、「国（厚生労働省）及び健康保険組合の記録によれば、申立人は、昭和48年4月3日にA事業所本社での被保険者資格を喪失しているので、申立人は同日に同事業所本社から同事業所B支店に異動した（ただし、異動後の実際の勤務先は、同支店傘下のD事業所）と思う。」と回答していることから、48年4月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合が管理するA事業所B支店の被保険者名簿において確認できる申立人の昭和48年4月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 27 日から同年 11 月 6 日まで
② 昭和 34 年 11 月 7 日から 38 年 7 月 10 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 1 日から同年 10 月 14 日まで
④ 昭和 38 年 11 月 5 日から 40 年 5 月 25 日まで
⑤ 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 25 日まで
⑥ 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 7 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から間もなくして別の事業所に再就職しており、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

また、異なる被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①、②、③、⑤及び⑥と申立期間④はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡国民年金 事案 1435 (事案 382 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月まで

会社を辞めた後に転入した際、国民年金と国民健康保険の加入手続きをしたので、申立期間の保険料を納付していたはずである。当時は、国民健康保険の徴収員が国民年金の保険料も同時に徴収していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 58 年 3 月に転入先の市で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行ったと述べているところ、申立人の所持する年金手帳上、59 年 5 月 16 日に住所が変更されているが、実際、申立人が転居したのはその 1 年余り前のことであり、申立期間直後の同年 4 月以降の国民年金保険料を納付済みであること、及び申立人の年金記録が同年 2 月 16 日に転入先の市を管轄する社会保険事務所に移管されていることから、申立人は転居した 58 年 3 月には国民年金の住所変更手続きを行っておらず、59 年に住所変更手続きを行い、その時点から保険料納付を再開したと考えるのが自然であること、ii) 58 年 6 月に申立人に対し、同年 2 月及び同年 3 月の保険料について、納付勧奨を行ったことが社会保険庁(当時)の特殊台帳(マイクロフィルム)に記録されているが、申立人は納付勧奨を受けた記憶が無く、保険料を遡って支払った記憶は無いとしていること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、昭和 58 年 3 月の転出入の際に郵便物の新住所への転送手続きを行ったこと、及び離婚後も行き来のあった元妻(昭和 58 年 3 月以降も一定期間住所変更していなかった)から郵便物を受け取

ったことがあることを述べているが、申立期間の保険料の納付については、上記手段等により申立期間の保険料の納付書を受け取っていただければ必ず納付したはずであるとするのみであり、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、同居の父親が私の保険料を納付していた。現在所持する年金手帳の記載内容により、私が申立期間に加入手続を行ったことは明らかであることから、一緒に納付した両親の保険料は納付済みとされているのに、私だけ申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の所持する年金手帳に昭和 58 年 8 月 21 日付けで国民年金被保険者資格を取得した旨の記載があることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 10 月頃に払い出されており、これ以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、行ったとみられる国民年金加入手続により上記日付で国民年金被保険者資格を取得したものとみられるが、その被保険者資格は 59 年 4 月 3 日付けで取消処理され、同記号番号は無効とされたことがオンライン記録から確認できる。このことから、申立人の国民年金手帳記号番号が無効とされ、申立期間が未加入とされた同年同月以降に、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記取消処理が行われる前の昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月までの保険料が納付されていた場合、あえて国民年金手帳記号番号が無効とされることは考え難いところ、申立人は、申立期間の保険料の納付については、納付義務がある保険料を納付しないわけがないとするのみであり、自身で納付したとの明確な記憶が無いことから、申立人の父親が代わりに納付したと思う

と述べているが、その父親も、家族の保険料を納付したと述べているものの、申立期間に納付していた保険料に申立人の分が含まれていたことがうかがえるまでの具体的な事情は見当たらない。

さらに、申立人の居住する市の電算記録でも、申立人の国民年金に係る記録は無く、オンライン記録との齟齬そごも無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1437

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 58 年 9 月まで

私は、昭和 56 年 1 月に町役場で転入手続を行った際、国民年金の加入手続も行った。申立期間の保険料は、転入時に開設した金融機関の口座から納付したと思うが、現金による前納だったかもしれない。私は、転職や住所変更の都度、役所職員の指示に従い、いつも国民年金の手続を行ってきたことから、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 1 月に申立期間当時居住していた町に転入したのを契機として、地元の金融機関の支店に口座を開設し、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付したと思うとしているところ、当該口座が同年同月 28 日に開設されたことが確認できるが、同町で、国民年金保険料に係る口座振替納付制度（一部金融機関を対象）が導入されたのは 58 年 4 月である上、申立人が口座を開設した金融機関の支店は、町が口座振替納付制度を導入した当初、国民年金保険料の口座振替納付は取り扱っていなかったことから、申立人の主張は不自然であり、申立期間の保険料を口座振替で納付したとは推認し難い。

また、申立人は申立期間の保険料を口座振替ではなく、前納した可能性もあるとも述べているが、具体的な記憶は無く、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人が所持するいずれの年金手帳にも、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立期間は未加入期間とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1806

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。申立期間において、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間は特定できないものの、同僚の証言及び申立人の仕事内容の詳細な説明から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の元事務担当者（元事業主の子息の妻）は、「元事業主が残した社会保険の加入名簿に申立人の氏名は無く、厚生年金保険に加入していなかったと思う。保険料の控除もしていないと考える。」と回答している。

また、複数の従業員は、「本人の希望で入らない人もいて、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と証言している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 39 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 18 日から同年 6 月 29 日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得たが、A船舶所有者B船舶に船員として乗船していたことは間違いのないため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A船舶所有者B船舶に乗船し、船員保険に加入していた。」と述べている。

しかし、申立人は船員手帳を所持していないため、申立期間において、船員法第1条に該当する船員としてA船舶所有者B船舶に乗船していることを確認できない。

また、申立期間において、A船舶所有者B船舶の船員保険被保険者であることが確認できる複数の者に聴取したが、申立人のA船舶所有者B船舶の乗船期間について証言を得ることはできなかった。

さらに、A船舶所有者は既に亡くなっているため、A船舶所有者の親戚であるとするB船舶の元船長に照会したが、「B船舶に係る資料は残っていない。」と回答しており、申立期間当時の船員保険の適用及び船員保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月27日から54年12月13日まで
② 昭和54年12月13日から55年4月27日まで
③ 昭和59年2月から平成7年6月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間①及び②はA事業所、申立期間③はB事業所に勤務していたので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る委嘱状、「専門家の役務提供に関する契約書」及び「派遣期間の短縮について（通知）」等により、申立人は申立期間①において、A事業所から技術協力の専門家として委嘱され、C国に派遣されていたことが確認できる。

しかし、A事業所は、「申立人の人事記録は無く、A事業所の職員ではない。職員の場合は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に、同時に加入することになっている。雇用保険に入っていないければ、職員ではなく、委託契約の社員である。」と回答しているところ、申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人に係る上述の委嘱状及び契約書の内容から、申立人とA事業所とは業務委託契約を締結していたことが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和53年4月1日から55年1月28日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人に係る辞令書により、申立人は申立期間②におい

て、A事業所から特別嘱託として委嘱され、同事業所で勤務してしたことが確認できる。

しかし、A事業所は、「申立人の人事記録は無く、A事業所の職員ではない。帰国後の勤務についても、委託契約であれば、申立人とA事業所と雇用関係は無い。雇用保険に入っていないければ、職員ではなく、委託契約の社員である。」と回答しているところ、申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、上述の辞令書の内容から、申立人とA事業所とは、申立期間②においても、業務委託契約を継続していたことが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和54年11月1日から55年6月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人は申立期間③当時、B事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、B事業所は、「申立人の勤務実績は分からないが、残っている記録では、契約内容は非常勤となっている。非常勤契約のうち、契約期間が1か月を超える場合は雇用保険に加入し、2か月を超える場合は雇用保険に加え、健康保険と厚生年金保険にも加入する。」と回答しており、申立期間③のうち、昭和59年2月から60年3月までの期間について、申立人の雇用保険の加入記録からは、2か月前後勤務し、離職することを繰り返していたことが確認できることから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

また、申立期間③のうち、昭和61年4月以降については、65歳未満の者を被保険者とする旨の当時の厚生年金保険法の規定により、厚生年金保険被保険者になれない期間となっている。

さらに、申立期間③のうち、申立人は、昭和59年2月1日から62年6月30日までの間、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和58年12月1日から61年4月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 10 日から 27 年 2 月 11 日まで
② 昭和 27 年 3 月 15 日から同年 4 月 26 日まで
③ 昭和 28 年 11 月 1 日から 31 年 1 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約半月後の昭和 31 年 2 月 5 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 26 日から 39 年 2 月 2 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 2 月 2 日の前後 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 27 人確認でき、資格喪失後 6 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 3 人を除く 24 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、17 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 14 人について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 2 日から 42 年 5 月 5 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 5 月 5 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 14 人確認でき、資格喪失後 3 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 5 人を除く 9 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 人に脱退手当金の支給記録があり、6 人全員について資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時の事務担当者は、「退職の際に脱退手当金について説明をし、代理請求をしていた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 9 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 38 年 10 月 18 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の当時の事務担当者は、退職者のうち脱退手当金の受給希望者については事業主による代理請求を行っており、申立人についても受給を希望したため代理請求を行ったと回答しているところ、脱退手当金の受給記録が存する女性は、当該事務担当者を通じて脱退手当金を受領したと証言しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 39 年 2 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月29日から43年1月16日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が記憶する婚姻当時の住所及び勤務していたとする営業所の所在地が記載されている上、脱退手当金を受領した旨の署名捺印^{なつ}があり、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 4 日から 40 年 6 月 26 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和 41 年 2 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る事業所を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の女性は、「退職時に会社から脱退手当金の説明があり、手続は会社でもらった。」と証言しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1815

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 4 日から 39 年 9 月 7 日まで
② 昭和 39 年 9 月 10 日から 41 年 8 月 14 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年12月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1816

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 26 日から同年 6 月 2 日まで
② 昭和 26 年 6 月 20 日から 32 年 7 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、i) 申立人が受給したとされる脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間と同じ月数、ii) オンライン記録と同じ脱退手当金の支給決定日及び支給金額、iii) 当該脱退手当金の支給根拠となる該当条文等が具体的に記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で、A事業所における昭和 63 年 9 月から平成 4 年 9 月までの期間の標準報酬月額が、実際とは違う金額に引き下げられていることが分かった。申立期間当時、給与の減額は無く、保険料も納めていたので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録により、A事業所における申立人に係る標準報酬月額は、昭和 63 年 10 月 1 日の定時決定で、当初、34 万円として記録されていたが、同年 12 月 12 日付けで取り消され、同年 9 月 1 日から 30 万円に訂正されていることが確認できるところ、社会保険事務所（当時）における事務処理において定時決定処理より随時改定処理が優先することから、同事業所が届け出た同年 10 月 1 日の定時決定を取り消した社会保険事務所の当該処理に不自然さはない。

また、申立期間のうち、平成元年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録により、A事業所における申立人に係る標準報酬月額は、元年 10 月 1 日、2 年 10 月 1 日及び 3 年 10 月 1 日の定時決定で、いずれも 30 万円と記録されていることが確認できるところ、当該期間に、標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月 30 日から 52 年 3 月頃まで
(A事業所)
② 昭和 52 年 4 月 1 日から 54 年 5 月 3 日まで
(B事業所)
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで
(C事業所)

年金事務所に年金記録の照会を行ったところ、過去に勤務していた事業所の年金記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所、申立期間③はC事業所に勤務していたと記憶しているので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所でD職として勤務していた。」としている。

しかし、申立人は、A事業所の同僚の氏名を記憶しておらず、同僚を特定することができないことから、申立人が、申立期間①において、当該事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることができなかった。

また、申立人は、「A事業所で季節労働者として勤務していた。」としているところ、A事業所は、「申立期間①当時、社会保険に加入させていたのは、正社員だけだった。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 51 年 3 月 26 日から 52 年 12 月 5 日までに被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「E公共職業安定所の紹介でB事業所に勤務

していた。」としているところ、オンライン記録によると、B事業所は、申立期間②よりも後の昭和 63 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、B事業所の事業主及び役員は、当該事業所が厚生年金保険の適用を受けた日（昭和 63 年 7 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者になっており、申立期間②においては、国民年金の被保険者として保険料を納付していることが確認できる上、申立人が記憶する同僚についても、当該事業所における被保険者記録は確認できない。

さらに、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について、確認することができなかった。

申立期間③について、申立人は、「C事業所で採用され、厚生年金保険に加入させておくと言われたが、F事業所に勤務していた。」としている。

しかし、C事業所は、「申立期間③当時の人事記録は、グループ子会社に出向した者の記録も含めて管理しているが、申立人に係る入社、退社の履歴は確認できないことから、資格取得及び喪失の届出は行っていないものと判断する。」と回答している。

また、申立期間③において、C事業所が加入していたG厚生年金基金の記録においても、申立人の加入員記録は見当たらない。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 6 月 1 日までに被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

なお、公共職業安定所が管理する雇用保険の記録においても、申立人が、A事業所、B事業所及びC事業所において雇用保険の被保険者資格を取得した記録は確認できないほか、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①のうち、昭和 51 年 11 月 30 日から 52 年 2 月 13 日までの期間については、他の事業所における厚生年金保険の被保険者であり、申立期間①のうち、同年 2 月 13 日から同年 3 月までの期間、申立期間②及び③の期間については、継続して国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付又は申請免除していることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 25 日から 34 年 11 月 15 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所B支店に勤務し、健康保険被保険者証を使用した覚えもあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人の職種は集金業務だった。」と述べているところ、A事業所は、「当時、集金業務に従事していた者とは委託集金員として請負契約を締結しており、厚生年金保険は適用していなかった。」と回答しており、申立人と同様の職種であったとする元同僚も、オンライン記録において、当該事業所の被保険者として氏名を確認することができない。

また、A事業所B支店の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 28 年 7 月 1 日から 34 年 12 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月頃 から 35 年 2 月頃 まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所の指示でB工事に従事していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所の指示でC市のB工事に従事し、同工事中にD免許を取得した。」と主張している。

しかし、A事業所は、「当社が保管する社員名簿及び社会保険被保険者名簿に氏名がないことから、申立人は本社採用でなく、臨時採用のため、厚生年金保険に加入しなかったと考える。」と回答している。

また、申立人が、B工事の現地事務所長として名前を挙げた者は既に亡くなっており、申立期間当時における申立人の在籍期間及び勤務状況についての証言を得ることができなかった。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 32 年 8 月 1 日から 35 年 3 月 22 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が同僚として名前を挙げた者の中には、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できない者がいる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。